

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 添付書類一覧表

添付書類		登記されていないことの証明書
変更内容		変更届出書にとじないで1部提出。大臣免許については「刑罰の有無について」は不要
商号又は名称	○	
主たる事務所の変更	□	□
事務所	新設	■
	変更	■
	廃止	■
	代表者	○ ○ △ △
異動	役員	新任 ○ ○ △ △
		退任 ○ ○ △ △
	政令使用人	新任 ○ ○ △ △
		事務所間異動 ○ ○ △ △
	専任宅建士	退任 新任 ○ ○ △ △
		事務所間異動 ○ ○ △ △
改姓名	代表者	(○) ○ ○ ○ ○ ○ ○
	役員、政令使用人	((○)) ○ ○ ○ ○ ○ ○
	専任の宅建士	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

- 注) 1 免許を受けた後、申請書に記載した事項について変更があった場合は、30日以内に届出が必要。
- 2 変更届出書（添付書類を含む）は正本1部、副本2部を提出。副本2部はコピー。（副本の1部は届出者に返還する。）提出先は、本店の所在地を管轄する建設事務所。
- 3 商号又は名称、法人代表者、主たる事務所の所在地の変更は、「免許証書換え交付申請書」を同時に1部提出すること。（事務所の所在地の変更により、建設事務所（支所）の管轄外へ転出した場合、申請書は元の建設事務所（支所）へ提出。）
- 4 ■印は、従たる事務所を支店登記していない場合は、省略可。
- 5 △印は、内部変更（例 取締役から代表取締役に就任等）の場合は省略可。
- 6 □印は、住居表示の変更による場合は、省略可。個人は、市町の証明・通知書を提出。（自宅が事務所の場合、住民票抄本でも可。）
- 7 ○印は、確認できれば履歴事項全部証明書でも可。
- 8 法改正前に交付された宅地建物取引主任者証は、「宅地建物取引士証」と読み替える。